

受水槽及び高架水槽内部清掃業務委託仕様書

この仕様書は、和歌山市住宅管理課が管理する市営住宅の給水系統の受水槽及び高架水槽(別紙団地名及び容量一覧表による。)内部清掃業務を円滑適正に行うにあたり、衛生的作業の完全な実施を目的として、その基準を定める。

1 場 所

別紙団地名及び容量一覧表を参照のこと。

2 期 間

受託者は、契約締結日から令和8年10月31日の間に清掃作業を実施するものとする。

3 適用範囲等

受水槽及び高架水槽内部清掃は本仕様書のほか、水道法(昭和32年法律第177号)及び建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)(以下「ビル管法」という。)に基づき入念に施工する。

4 作業チームの編成

- (1) 作業員は原則として3名とする。
- (2) 作業監督者は、ビル管法施行規則第28条第4号に該当する者であること。
- (3) 作業従事者はビル管法施行規則第28条第5号に基づく研修を修了した者であること。
- (4) 塗装、フート弁交換、漏水修理、貯水槽清掃作業の難易度等により、その必要人員を増員する。
- (5) 受水槽清掃時に、必要な受水槽水位制御及びポンプ操作等の知識と経験を有する者が従事する。
- (6) 必要な資格を有することを証する書類及び直接的な雇用関係を証する書類を提出すること。

5 健康管理及び服装

- (1) 作業員は、作業実施前に水道法第21条及び同施行規則第16条に規定する健康診断結果を提出すること。
- (2) 作業衣、保安帽、ゴム長靴、ゴム手袋、マスク等は、消毒済みのものを使用しなければならない。
- (3) 消毒液は、次亜塩素酸ソーダ50～100ppm溶液とする。

6 使用機器及び用具

- (1) 使用機器及び用具は専用とし、他に流用してはならない。
- (2) 使用機器及び用具は常に清潔に保管し、使用前には次亜塩素酸ソーダ50～100ppm溶液で消毒する。

7 作業準備

- (1) 作業日時は、担当課と十分な打合せの上、決定する。
- (2) 各団地入居者には、十分な日数をもって、日時、作業内容を周知する。なお、周知方法は担当課と十分な打合わせの上、決定する。
- (3) 作業の為、放出する水量をできるだけ少なくすること。

8 作業手順

- (1) 清掃作業は、受水槽より始め、次に高架水槽の順に行う。
- (2) 2槽式の場合は、バルブ・電極切替をして1槽使用可能な状態とし、断水することなく作

業を行う。

- (3) 受水槽の給水バルブを閉め、揚水ポンプを停止する。
- (4) 点検口を開け、ハンドランプにて槽内照明をする。(防水防爆タイプ使用)
- (5) ポータブルファンにより槽内換気を行う。
- (6) 水中ポンプにて槽内排水を行う。
- (7) 槽内水排水完了後、チーフが入槽し、作業前点検を行う。
- (8) ボールタップ、フート弁、制水弁等の槽内附属機器の点検を行い、必要があれば補修する。また、パイプ等に錆があれば錆をおとし、防錆塗装処理を行う。
- (9) 槽内の清掃を行う。この場合、特に支障がない限り、高圧スプレー洗浄を行い、槽内汚水の排水を行う。(第1回洗浄)
- (10) 次亜塩素酸ソーダ50～100ppm溶液を使用して、高圧スプレー等により槽内全面消毒し排水を行う。消毒の放置時間は30分以上とする。(第1回消毒殺菌)
- (11) 槽内を高圧スプレー等で洗浄し、槽内汚水の排水を行う。(第2回洗浄)
- (12) 次亜塩素酸ソーダ50～100ppm溶液を使用して、高圧スプレー等により槽内全面消毒し、排水を行う。消毒の放置時間は30分以上とする。(第2回消毒殺菌)
- (13) 槽内を高圧スプレー等で洗浄し、槽内汚水の排水を行う。(第3回洗浄)
- (14) 水張りを実施し、ボールタップ等の作動を点検する。
- (15) 高架水槽の清掃は、受水槽に準じて行うものとする。
- (16) 高架水槽清掃終了後、水張りを行い、末端カランにて十分に放水し、赤水その他の排水を行う。
- (17) 最終検査を末端カランにてチーフが行う。次の事項について、和歌山市衛生研究所又は厚生労働大臣の登録を受けている業者において水質検査を行い、その結果を提出すること。また、検査結果において基準を満たしていない場合はその原因を調査し、必要な措置を講ずること。

| | | |
|---|----------|--|
| ① | 残留塩素の含有率 | 遊離残留塩素の場合は0.2ppm以上 結合残留塩素の場合は1.5ppm以上 |
| ② | 色度 | 5度以下であること |
| ③ | 濁度 | 2度以下であること |
| ④ | 臭気 | 異常でないこと |
| ⑤ | 味 | 異常でないこと |

- (18) 全給水系統に異常がないか確認し、使用機材の撤収を行う。

9 報告書の作成

- (1) 作業実施完了後、次の事項についての作業報告書を提出すること。
 - ①名称日時場所
 - ②実施者名
 - ③貯水槽の種類
 - ④消毒薬品名
 - ⑤測定機器名
 - ⑥残留塩素
 - ⑦測定結果及び良否
 - ⑧改善必要事項
 - ⑨その他担当者の指示事項
- (2) 作業報告書の提出時には、次のとおりの作業写真(カラー)を添付すること。
 - ① 各貯水槽内清掃作業前
 - ② 各貯水槽内清掃作業中
 - ③ 各貯水槽内清掃作業後
 - ④ 使用機器の消毒場面

⑤ 各貯水槽内入槽時の足元消毒場面

⑥ 改善必要箇所（不良箇所）

10 その他

- (1) 漏水が発生した場合、速やかに対処した上で担当者に報告すること。
- (2) 給水ポンプを作動、停止する際は、十分注意すること。また、老朽化等異常があった場合は、速やかに担当者に報告し、協議すること。ただし、受注者の過失によるものについては、受注者が全責任をもって早急に対処すること。
- (3) 受水槽及び高架水槽から排水する場合、周囲の状況をよく確認し、建物に漏水を生じさせないこと。特に排水溝の詰まりがないか確認し、万一、受水槽及び高架水槽の周囲や屋上に水が溜まり、水漏れ等の被害が発生した場合、受注者が全責任をもって早急に対処すること。なお、それに係る一切の費用は受注者が負担するものとする。
- (4) 受水槽及び高架水槽の水張りを実施する際は、錆等の流入を防ぐために、バルブの開放は少しずつ行うこと。水張りの際に浮遊物や沈積物等を確認した場合、それらを取り除くため再清掃を行うこと。なお、それに係る一切の費用は受注者が負担するものとする。
- (5) 全工程終了後、作業責任者はマンホール蓋（上部点検口）の施錠を確実に確認すること。万一閉め忘れ等が発覚した場合は、再清掃をも念頭におくことはもとより、槽内の水質試験等による水質の安全確保に努め、受注者が全責任をもって早急に対処すること。また、水質試験報告書の提出をもって発注者に報告すること。なお、それに係る一切の費用は受注者が負担するものとする。
- (6) 異常が発生した際は、速やかに担当者へ連絡し、対処後、速やかに書面にて報告すること。
- (7) 受託者の判断により難しい事項については、その都度、住宅管理課と協議するものとする。

11 疑義の質問について

入札者は、見積期間中に、仕様書等において疑義のある場合は、関係職員の説明を求めることができる。質問事項は文書で担当課長あて提出すること。

締切日は入札日（入札日は含まない。）より5日前（ただし、締切日が土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日になる場合はその前日とする。）の17時までとする。

なお、質問事項の回答については、質問者に文書にて回答するとともに、和歌山市ホームページ入札・契約情報画面において公開するものとする。

団地名及び容量一覧表

| | 団地名 | 受水槽 | | | 高架水槽 | | | 総容量 | 所在地 |
|----|-------------|-----|------|-----------|----------|----------|----------------|-------|------------|
| 1 | あけぼの | 1基 | 60t | ステンレス 2槽式 | | | | 60t | 田尻178-5 |
| 2 | あさがお | 1基 | 12t | FRP 2槽式 | 1基 | 4t | FRP | 16t | 汐見町1丁目7-1 |
| 3 | 岩橋 | 1基 | 10t | FRP 2槽式 | 1基 | 6t | FRP | 16t | 岩橋1529-1 |
| 4 | 共栄第2 | 1基 | 20t | FRP | | | | 20t | 雄松町5丁目11 |
| 5 | 共栄第3 | 1基 | 20t | FRP | 1基 | 8t | FRP | 28t | 雄松町6丁目10 |
| 6 | 共栄第4 | 1基 | 16t | FRP 2槽式 | 1基 | 8t | FRP 2槽式 | 24t | 雄松町6丁目2-1 |
| 7 | グレース雄松 | 1基 | 39t | ステンレス 2槽式 | | | | 39t | 雄松町5丁目10 |
| 8 | けやき | 1基 | 22t | FRP 2槽式 | 1基 | 10t | FRP | 32t | 南片原2丁目8 |
| 9 | 栄谷 | 1基 | 24t | FRP 2槽式 | | | | 24t | 栄谷488 |
| 10 | 栄谷第2 | 1基 | 6t | FRP | | | | 6t | 栄谷472 |
| 11 | さつき | 1基 | 6t | FRP 2槽式 | 1基 | 2t | FRP | 8t | 島崎町6丁目29-1 |
| 12 | 汐見(2号棟) | 1基 | 15t | FRP 2槽式 | 1基 | 8t | FRP 2槽式 | 23t | 汐見町1丁目33 |
| 13 | 島崎第4 | 1基 | 14t | FRP 2槽式 | 1基 1基 | 6t 3t | FRP 2槽式 FRP | 23t | 島崎町5丁目20 |
| 14 | 白樺 | 1基 | 15t | FRP | | | | 15t | 雄松町6丁目38 |
| 15 | すずらん | 1基 | 40t | ステンレス 2槽式 | | | | 40t | 島崎町6丁目40 |
| 16 | すみれ(1, 2棟) | 1基 | 16t | FRP 2槽式 | | | | 16t | 鳴神952-1 |
| 17 | すみれ(3, 4棟) | 1基 | 16t | FRP 2槽式 | | | | 16t | 鳴神952-1 |
| 18 | 鷹匠町 | 1基 | 20t | FRP 2槽式 | | | | 20t | 鷹匠町4丁目21-3 |
| 19 | 高千穂第2 | 1基 | 30t | FRP 2槽式 | 1基 | 8t | FRP 2槽式 | 38t | 三沢町4丁目7 |
| 20 | 高千穂第3 | 1基 | 20t | FRP 2槽式 | 1基 | 8t | FRP 2槽式 | 28t | 三沢町4丁目8-2 |
| 21 | 高千穂第4 | 1基 | 30t | FRP 2槽式 | 1基 | 8t | FRP 2槽式 | 38t | 三沢町4丁目12-2 |
| 22 | たちばな | 1基 | 10t | FRP | | | | 10t | 坂田71-1 |
| 23 | 東和第3 | 1基 | 14t | FRP 2槽式 | | | | 14t | 杭ノ瀬64-1 |
| 24 | 東和第10 | 1基 | 16t | FRP 2槽式 | 1基 | 4t | FRP | 20t | 杭ノ瀬190-1 |
| 25 | 東和第11 | 1基 | 6t | FRP | 1基 | 3t | FRP | 9t | 杭ノ瀬192-2 |
| 26 | はまなす | 1基 | 4t | FRP | 1基 | 2t | FRP | 6t | 南片原2丁目13 |
| 27 | ひまわり第3 | 1基 | 15t | FRP 2槽式 | 2基 | 6t | FRP | 21t | 三沢町1丁目3 |
| 28 | 平井 | 1基 | 8t | FRP 2槽式 | 1基 | 4t | FRP | 12t | 平井464-3 |
| 29 | 平成 | 1基 | 20t | FRP 2槽式 | 1基 | 6t | FRP 2槽式 | 26t | 三沢町4丁目10-1 |
| 30 | 三沢第2(1, 2棟) | 1基 | 40t | FRP | 2基 | 10t | FRP | 50t | 三沢町3丁目20-1 |
| 31 | 三沢第2(3, 4棟) | 1基 | 40t | FRP | 2基 | 10t | FRP | 50t | 三沢町3丁目20-1 |
| 32 | 三沢第3(1棟) | 1基 | 10t | FRP 2槽式 | 1基 | 5t | FRP | 15t | 三沢町2丁目11-2 |
| 33 | 三沢第3(2棟) | 1基 | 6t | FRP 2槽式 | 1基 | 4t | FRP | 10t | 三沢町2丁目58 |
| 34 | 三沢第3(3棟) | 1基 | 10t | FRP 2槽式 | 1基 | 3t | FRP | 13t | 三沢町2丁目11-2 |
| 35 | 三沢第4 | 1基 | 26t | FRP 2槽式 | 1基 | 10t | FRP 2槽式 | 36t | 三沢町3丁目12 |
| 36 | 三沢第5 | 1基 | 20t | FRP 2槽式 | 1基 | 8t | FRP | 28t | 雄松町6丁目5-2 |
| 37 | 三沢第7 | 1基 | 36t | FRP 2槽式 | 1基 | 8t | FRP 2槽式 | 44t | 三沢町4丁目1 |
| 38 | 三沢第8 | 1基 | 40t | FRP 2槽式 | 1基 | 12t | FRP 2槽式 | 52t | 三沢町2丁目12-3 |
| 39 | 三沢第9 | 1基 | 40t | FRP 2槽式 | 1基 | 16t | FRP 2槽式 | 56t | 三沢町3丁目8-2 |
| 40 | 三沢第10 | 1基 | 4t | FRP | 1基 | 2t | FRP | 6t | 三沢町3丁目10 |
| 41 | もみじ | 1基 | 3t | FRP | 1基 | 2t | FRP | 5t | 雄松町4丁目1-2 |
| 42 | くすのき | 1基 | 6t | FRP | | | | 6t | 島崎町5丁目24-4 |
| | 合計 | 42基 | 825t | | 33基 | 194t | | 1019t | |

業 務 委 託 契 約 書

和歌山市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、和歌山市住宅管理課が管理する給水系統の受水槽及び高架水槽（別紙団地名及び容量一覧表による。）内部清掃業務について、次のとおり委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（委託業務）

第1条 甲は、和歌山市営住宅の給水系統の受水槽及び高架水槽（別紙団地名及び容量一覧表による。）内部清掃業務（以下「委託業務」という。）の処理を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

（契約期間）

第2条 この契約の期間は、令和8年 月 日から令和8年10月31日までとする。

（委託業務の処理方法）

第3条 乙は、別紙仕様書の内容に従って委託業務を処理しなければならない。

（委託金）

第4条 委託金の総額は、 円（消費税及び地方消費税分を含む。）とする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第5条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（再委託等の禁止）

第6条 乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託業務の一部の処理についてあらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（委託業務の調査等）

第7条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の処理状況について調査を行ない、若しくは乙に対して報告を求め、又は乙に対して委託業務の処理に関して必要な指示を与えることができる。

（業務内容の変更等）

第8条 甲は、必要がある場合は、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、委託金又は契約期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面により定めるものとする。

2 甲は、前項の場合において、乙が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合において、賠償金の額は、甲乙協議して定める。

（損害の負担）

第9条 委託業務の履行に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。以下この項において同じ。）は、乙が負担するものとする。ただし、甲の責めに帰すべき理由により生じた損害は、甲が負担する。この場合において、甲が負担すべき額は、甲乙協議して定める。

2 甲は、委託業務の履行に関して発生した事故により乙の従業員が受けた損害については、一切の責任を負わないものとする。

（乙の履行不能）

第10条 乙は、その責めに帰すべき理由により委託業務を履行しないときは、その履行不能分に相当する委託金の額を減額して、甲に委託金を請求しなければならない。この場合において、減額する額は、甲が定める。

2 前項の場合において、甲に損害が生じたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。

3 前項の損害賠償請求は、甲が乙に対し、委託金額の100分の30の金額に相当する額の違約金の請求を妨げないものとする。

(確認)

第11条 乙は、委託業務を履行したときは、遅滞なくその旨を甲が定める方式により甲に通知し、甲の確認を求めなければならない。

(委託金の支払)

第12条 乙は、履行すべき委託業務について前条の規定による確認を受けた後、甲に対して、委託金の支払を請求するものとする。

2 甲は、前項の支払請求を受けたときは、その日から30日以内に委託金を乙に支払わなければならない。

3 乙は、甲の責めに帰すべき理由により前項の規定による委託金の支払が遅れたときは、未受領金額につき、その遅延日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(甲の解除権)

第13条 甲は、次条及び乙の債務不履行による場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) その責めに帰すべき理由により、契約期間中委託業務を継続して履行できる見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 第20条第1項に規定する個人情報取扱特記事項を遵守していないと認められるとき。

(4) 理由のいかんを問わず、契約に違反したとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。

3 前項の損害賠償請求は、甲が乙に対し、委託金額の100分の10に相当する額の違約金の請求を妨げないものとする。

4 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除した場合、委託業務の既履行部分について確認の上、その部分に相応する委託金を乙に支払わなければならない。

第14条 甲は、必要があるときは、乙に対して3か月前までに通知をしてこの契約を解除することができる。

2 第8条第2項及び前条第4項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。

(暴力団等排除に係る解除)

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙の役員等(法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)に次に掲げる者がいると認められるとき。

ア 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

イ 暴力団関係者(暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。)

(2) 乙の経営又は運営に暴力団員又は暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)が実質的に関与していると認められるとき。

(3) 乙の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等(法人その他の団体又は個人をいう。以下同じ。)を利用するなどしていると認められるとき。

(4) 乙の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実

質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

- (5) 乙の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 乙の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
- (7) 乙が、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、警察への被害届の提出を故意又は過失により怠ったと認められるとき。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

(談合等不正行為に係る甲の解除)

第16条 乙が次の各号のいずれかに該当したとき、甲は直ちにこの契約を解除することができる。ただし、その事由が甲の責めに帰すべきものによる場合は、この限りでない。

- (1) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令(以下「排除措置命令」という。)を行い、当該措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令(以下「納付命令」という。)が確定したとき(確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)
- (3) 公正取引委員会が、この契約に関し、排除措置命令又は納付命令(これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体(以下「契約者等」という。)に対して行われたときは、契約者等に対する命令で確定したものをいい、契約者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定したものをいう。次号において同じ。)を行った場合において、乙に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (4) 排除措置命令又は納付命令により、契約者等に独占禁止法に違反する行為があったとされた期間及び当該違反行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間(これらの命令に係る事件について、乙に対する納付命令が確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反行為の実行期間を除く。)に入札等(見積書等の提出に基づく受注者選定を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (5) 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)がこの契約に関し行った行為について刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項各号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額又は実際の損害額のうちいずれか多い額を甲に対して支払わなければならない。この契約の履行が完了した後にその事由に該当した場合も同様とする。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

(乙の解除権)

第17条 乙は、甲の債務不履行による場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 第8条第1項の規定により委託業務の内容を変更したため、委託金額が3分の2以上減少したとき。

(2) 第8条第1項の規定による委託業務の一時中止期間が10分の5を超えたとき。

2 第8条第2項及び第13条第4項の規定は、前項の規定により、この契約を解除された場合に準用する。

(賠償金等の徴収)

第18条 甲は、乙がこの契約に基づく賠償金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲が乙に支払うべき委託金と相殺し、なお不足あるときは乙に追徴する。

(秘密の保持等)

第19条 乙は、委託業務を履行するに際し、知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 乙は、委託業務に従事する者が委託業務を履行する際に知り得た秘密を漏らさないよう指導しなければならない。

3 乙は、乙又は乙の委託業務に従事した者が秘密を漏らしたため、甲が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。

(個人情報取扱特記事項の遵守)

第20条 乙は、委託業務の履行に当たっては、別記の個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

2 甲は、乙が前項の規定に違反して個人情報の取扱いをしていると認めたときは、乙の名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者並びに当該違反事実の公表をすることができる。

(和歌山市情報セキュリティポリシーの遵守)

第21条 乙は、委託業務の履行に当たっては、和歌山市情報セキュリティポリシー（以下「ポリシー」という。）を遵守しなければならない。

2 乙は、この契約による事務を履行するに当たり、ポリシーで規定する重要情報資産を取り扱う際には、当該情報が個人情報に該当しない場合においても、個人情報とみなして第20条に規定する別記の個人情報取扱特記事項を遵守すること。

(合意管轄)

第22条 この契約に関し、甲乙間に訴訟の必要が生じた場合、甲を管轄する裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

(補則)

第23条 この契約に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

この契約の締結を証するため、契約書を2通作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年 月 日

甲 和歌山市七番丁23番地
和歌山市
和歌山市長 尾花正啓

乙

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 この契約により、和歌山市（以下「甲」という。）から事務の委託を受けたもの（以下「乙」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律その他個人情報に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(従事者等の明確化)

第2 乙は、この契約に係る事務の管理責任者及び事務に従事する者（以下「この契約に係る事務に従事する者等」という。）並びにこの契約に係る個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を明確にし、甲から求めがあったときは、甲に報告しなければならない。

(適正な管理)

第3 乙は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するため、個人情報の取扱いをこの契約に係る事務に従事する者等に限定し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) この契約に係る事務を処理するために甲から貸与を受けた、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等（以下「個人情報が記録された資料等」という。）について、甲から求めがあったときは、記録を作成すること。
- (2) 個人情報が記録された資料等は、この契約に係る事務に従事する者等以外の者が利用できないよう、施錠等管理すること。
- (3) その他個人情報の管理のために必要な措置を講じること。

(教育の義務)

第4 乙は、この契約に係る事務に従事する者等に対し、この特記事項の遵守に必要なこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用されること等個人情報の保護に関して必要な教育を行わなければならない。

(秘密の保持)

第5 乙は、この契約に係る事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(受託目的以外の利用等の禁止)

第6 乙は、この契約に係る個人情報を当該事務以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、甲から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

(持ち出しの禁止)

第8 乙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、作業場所から個人情報を持ち出してはならない。ただし、業務上、やむを得ず、持ち出しするときは、甲の承認を得た上で、書面に記録するものとする。

(再委託の禁止)

第9 乙は、この契約による事務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合は、この限りではない。その際は、乙の責任において、再委託者にこの特記事項の規定を遵守させなければならない。

2 前項の規定は、再委託者が乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も、同様とする。

(資料等の返還又は廃棄)

第10 乙は、個人情報記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後速やかに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

なお、甲の指示により、個人情報記録された資料等を廃棄する場合は、復元不可能な方法で確実に廃棄処分を行い、その結果を書面により証明しなければならない。

(報告又は資料の提出)

第11 甲は、個人情報を保護するために必要な限度において、乙に対し、個人情報の管理状況の履行について書面で報告を求めると及び乙の作業場所への立入調査ができるものとし、乙は、甲から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

(事故発生時の報告義務)

第12 乙は、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故が生じた場合に備え、甲に対し、速やかに報告できる緊急時の連絡体制を整備しなければならない。また、事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(1) 直ちに被害を最小限に抑えるための措置を講じ、甲に報告すること。

(2) 当該事故の原因を分析すること。

(3) 甲の求めに応じて、当該事故の再発防止策を実施すること。

(4) 甲の求めに応じて、当該事故の記録を書面で提出すること。

(漏えい等が発生した場合の責任)

第13 乙は、この契約に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事態が発生した場合において、その責に帰すべき理由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。また、甲は、必要に応じ、乙の名称、所在地及び代表者並びに当該事故の事実を公表できるものとする。